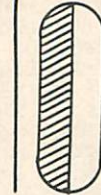


昭和41年

まろらん



市政だより



月号

No. 187



全市民こぞつて スポーツの秋を楽しく!

10月10日は

「体育の日」

ことし新しく祝日になった10月10日の「体育の日」を中心に、第21回室蘭市体育大会が市内の各会場で開催されています。

さる九月二十五日、大会のトップを切って体操競技が、室蘭大谷高校体育館で開催、高校、中学あわせて十七校の男女約六十人の選手が参加、鉄棒、床運動などに若さあふれた妙技を展開、スポーツの秋にふさわしいスタートをしました。
みなさんも、澄みきった秋空のもと、ハイキングなど気軽にできるスポーツで楽しく過ごしましょう。

写真提供
道新室蘭支社

期待にこたえて大幅アップ

国民年金法がかわる

二倍半の支給額に

わたくしたちは、いつも元気で働いていると、老後のことなど気にもかけませんが、年をとったり、けがをして働けなくなったとき、はじめて、不安とあせりを感じるものです。

国民年金は、年をとって働けなくなったり、けがをしてひとり暮らしで暮らせなくなったとき、あるいはご主人が死亡したりしたときに、老令、障害、母子などの年金をもらって生活に役立つもので、公務員の退職年金や公社社員、厚生年金のような国の年金制度です。

この制度は、貨幣価値や生活水準など、経済情勢の変動に見合ったものとなるよう改善が望まれていたのですが、このほど法が改正されて、支給額が二倍半という大幅な増額になり、これにともなって保険料も来年の一月一日から百円引き上げられます。

国民年金の改正内容のあらましはつぎのとおりです。

国民年金の支給額

老令年金は、25年間保険料を納めますと、年額六万円(月額五千円)が、また40年間納めますと、年額九万六千円(月額八千円)がそれぞれ老後(65才)に支給されます。

なお、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金については別表のとおりです。

ただし、保険料免除の申請をして認められた方は、各年金の支給額は三分の一になります。

保険料の改定

保険料は、つぎのように段階的に引き上げることになっています。

期間	年金区分	現行	改定
42年1月1日～43年12月31日	20才～35才未満	月額一〇〇円	月額一五〇円
44年1月1日～46年3月31日	35才～60才未満	二五〇円	三〇〇円
46年4月1日～	35才～60才未満	三〇〇円	三五〇円

障害年金の範囲の拡大

これまで結核、精神病以外の内部障害は対象になりませんでした。が、今年12月1日から高血圧症などのすべての障害が支給の対象になります。(くわしいことは次号でお知らせします。)

老後や万一に備えて

国民年金法が改正のあらましをお知らせしましたが、国民年金に入らなければ、年金の給付対象者となりません。

国民年金は、明治44年4月2日以降に生まれ、厚生年金とか、共済組合などの公的年金制度に加入していない方や、その方の配偶者または家族で、20才以上の方々はみな加入しなければならぬ制度です。加入しなければ、現在70才以上の方が支給されている老令福祉年金も受けることができず、すべての年金制度から、とり残されてしまいます。

まだ加入されていない方：特に昭和6年以前に生まれた方は、期間がなくなりますので、直ぐに市役所へ届けてください。

ご存じですか？

電話のご利用について

電話によつて、用事をすませ

新時代です。

ご利用の多い通話先、お得意先

あるいはお急ぎの場合が多い病院

ハイヤー、駅やバスの案内などは

あらかじめ番号を書き表にしてお

とたいへん便利です。

まず番号を確かめて

①番号簿をお調べの際は、通称や

略称では掲載されていない場合がありますので、正式名称でお調べ

ください。50音別番号簿の掲載順

国民年金法の改正 (金額は年支給額)

改正された事項	現行
〔国民年金に関する事項〕	
老令年金	
25年納付で	60,000円
40年 "	96,000円
障害年金(最低保障額)	
1級の場合	72,000円
2級 "	60,000円
母子、準母子年金	
母と子2人の場合	60,000円
遺児年金(最低保障額)	
	30,000円
〔福祉年金に関する事項〕	
老令福祉年金	18,000円
障害福祉年金	26,400円
母子、準母子年金	20,400円

福祉年金も増額

請求は五年以内に

現在70才以上の方が受けている老令年金の支給額も、来年の1月1日から一万八千円にあがります。

福祉年金は、支給を受けられる事実が生じた日から5年間請求がなければ時効となり、永久に受けることができなくなりますので、じゅうぶん注意してください。

序は各音ごとにカタカナのひらがなのローマ字(漢字)となっております。

②番号簿が破損したり部数が不足の場合には、電報電話局の営業課窓口でおわけしております(一冊二百四十円)。ご希望により他の地方版もおわけします。

また書表は公社作成のものを無料で差し上げますからご遠慮なくお申し出ください。

③商売上手は電話で先手

①番号簿には通称や略称でものせ

ましよう。正式名称だけですと通

称や略称では番号簿を引けません

広く世間に知られているお名前

も重複してのせるようにしまし

う(この料金は年間、50音別二〇〇円、職業別三〇〇円です)

②お店などでは電話番号のPRも大変です。大変なお客様を逃さないために、お店の看板、広告包装紙、紙バック、封筒、名刺、レシート、マッチなどにも目立つよう、番号を入れて広くみなさんにお知らせしましょう。また市外局番(室蘭の場合は0143)を頭に入れることをお忘れなく。

◎例えば

室蘭(0143) ②2121

室蘭電報電話局から

毎月5日は

10月

青少年の学習

11月 推進目標

文化・ボランティア

ボランティア

看護、補修等

(家庭奉仕) 洗濯、炊事、託児、

(地域奉仕) 環境衛生、清掃、交

通安全補導、災害救助等

消火せんなどの設置について

問い ①わたくしたちの地域に消火せんがないので設置して欲しい
②町内に通報の設備がないので、火災報知機か、公衆電話を設置して欲しい
③道路が悪く消防活動に支障があると思われるので関係課に消防からも要望して欲しい。
(大沢町3〜298 小沢ほか)

答え ①本年10月完成の見込みで貯水槽を造る予定です。②現在は建物密集の程度から火災報知機を設置する計画はありません。しかし通報施設は必要であり、公衆電話の設置につき電々公社の考えを聞き、町民のみなさんの希望を伝えます。③道路については、関係課と連絡して整備するよう努力します。(消防本部)

市の歌と室蘭音頭の普及を望む

問い せっかく良い市の歌と音頭がきめられているのに、市民の間に浸透していないのは残念です。ソノシートなどで広く市民に浸透させ、市民のものとして専ら毎に市民の歌として育てていただきたい。市のPRとしても、大きな力となると思います。
(輪西町1〜25 榊原雪子)

答え 市の歌と音頭の指導については、市民文化祭、市民音楽祭などで、歌唱指導を行ない、また民謡邦楽舞踊協会など文化団体では

歌や踊りの指導を行ないます。さらに青少年団体では、野外研修会など各種研修会の中にこれらを取り入れレクリエーション指導を行なうなど各方面にわたり広報しています。

港祭りなど、市内の祭典やバス会社の観光ガイドにも歌われ、全市民的に逐次浸透していると考えております。

みなさんの窓

=意見と答え=



なおソノシートについては、今後検討してみたいと思います。
(経済部 商工課)

高平町地域の道路整備について

問い 高平町会の地域を通る幹線道路は、道幅が狭く、カーブも多いうえに穴だらけで、車が通るたびに石が飛んで危険です。静かな住宅地として発展しつつある当地域のこの幹線道路を、一日も早く

拡張、直線化と舗装を望んでいます。(高平町七七 長谷川勇)

答え 道路は交通量の増大にともなうて損傷が大きく、その補修にも多額の費用を要しています。道幅や舗装についても早期に実施するように努力していますが、しかし緊急に施工しなければならぬところが全市民的にみて相当の数となっております。

現在これら道路の施工配分に苦慮している実状で、今のところ、ご指摘の道路について、施工時期は未定となっております。さらに、応急補修については住民の方々の要望にこたえたく思っております。
(土木部 土木課)

みなさんのご意見、要望をどしどしお寄せください。
住所・氏名は、明確に書いてください。ただし、紙上での匿名を希望する方はその旨、書き添えてください。
あて先/室蘭市役所庶務課広報係

市の執務時間が変わります
11月1日から
平日は午後4時30分まで
市役所の執務時間が11月1日からつぎのように変わります。

▼平日 午前8時30分から
午後4時36分まで
(正午から12時45分まで)
(休憩)

▼土曜 休日までどおり(午前8時30分から正午まで)

みんなで守ろう交通安全運動モラル

秋の交通安全運動を実施

10月11日〜20日

- 丘陵部が多いという地理的條件から本市の道路事情は悪く、道路網は、国道36、37号線を基幹として市道、私道いづれも自動車交通量が飽和状態に近く全道的にみて最も悪い環境のもとにあるといえます。
- 本市の交通事故発生状況は、昨年の五二二件(死者三七人、負傷者四七七人)をピークに、ことしに入ってから、全国、全道の傾向とは逆に件数が昨年(比べ約15パーセント(41件)の減となって逐次減少しつつありますが、いまだに交通事故による犠牲者が多数で、ほんのちょっとしたケツだんから、だれもが交通事故の被害者にも加害者にもなる危険にさらされています。
- 秋の交通安全運動が11日から20日まで実施されますが、運動期間ばかりでなく、常に人も車も交通規則を正しく守り、ゆずりあいの気持を持って事故防止につとめましょう。
- 車を運転するときは、
交差点や横断歩道へさしかかったら、必ず徐行してまわりの車や人にじゅうぶん注意
- 人が横断歩道をわたろうとしているときには、一時停止をして歩く人を安全に通してやりましょう。
- 交通のほげしい場所では、常にまわりの人や車に注意して安全をたしかめながら運転しましょう。
- 無理なスピードは事故のもとです。たとえ急いでいるときでもきめられた速度で走りましょう。
- 歩行者は
道路をわたるときには、車の進行にじゅうぶん注意しながら、運転車にハッキリわかるよう手で合図をしてわたしましょう。
- 横断歩道は歩く人のための安全地帯です。道路を横切るときには必ず横断歩道を正しくわたしましょう。
- 横断歩道のない場所では、必ず右、左の安全をたしかめてからまっすぐわたしましょう。
- 道路へ急にとびだしたり、斜め横断をすることは、最も危険なことです。こんなことは絶対にやめましょう。

ストーブの取り付けに注意

秋の火災予防運動 10月15日～31日

○：防火の4チェックの励行

これから冬にかけて、火気の使用が急にふえ、また強い季節風が吹き空気が非常に乾燥しますので春先とともに火災の発生しやすいシーズンとなります。

このような火災シーズンに備え火災のない明るいまちにするため十月十五日から三十一日まで「秋の火災予防運動」を実施します。

この運動は、町内会、婦人会などあらゆる団体の自主的な活動とおして、火災予防のため協力を願いますが、特に各家庭ではつぎの四つの点に注意して、わが家、わが郷土を火災から守りましょう

1 場所は危険でないか

○火気のある周囲は広くして整理整頓を、すること。

○器具は安全か、

○ストーブの足の高さが、じゅうぶんであること。

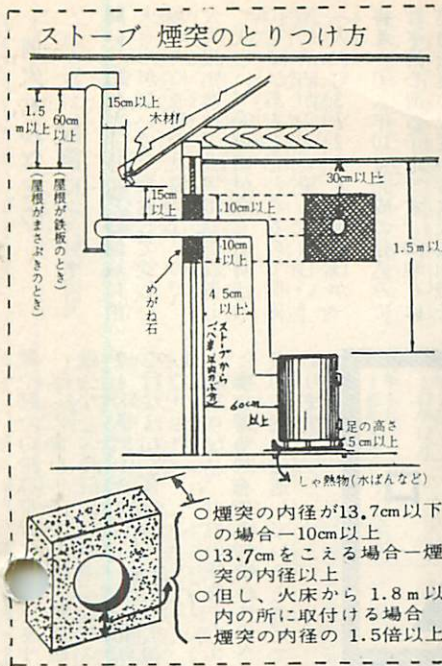
○煙突のおおる壁の部分に大きなめがね石を入れること（小さなものは、思いきって取り替える）

○石油ストーブの調子が悪いまま使っていないか。また油もれはないか気をつけること。

○使用方は正しいか、

○ストーブ類のたきつけにガソリン、シンナーを使わないこと。

○煙突から火の粉が出ないか。（煙突掃除の励行、紙くずを



燃やさないこと)

○石油ストーブの油の補給や持ち運びは、器具がさめてからすること。

4 あと始末は完全か、

○取灰は燃えない容器に入れる

○ガス器具を使ったあと、元せんに必ず締めること。

○たばこの吸いからは、よく消すこと。

○外出や、寝る前には、火の気が残らぬようにすること。



2 器具は安全か

○成人病予防

▽▽▽ 国保の無料検診

国民健康保険に加入している四十才以上の方を対象に、成人病（ガン、脳卒中、心臓病）予防の無料検診をつぎにより実施します。健康で明るい生活を送るため、もれなく受診してください。

◎期間

第一回 41年10月1日～31日

第二回 42年2月1日～28日

◎医療機関 市内で開業の医院 病院で行ないます。（ただし、市立病院、日鋼病院、富士鉄病院、室蘭船員保険診療所を除きます）

◎該当者 大正15年以前に生まれた満40才以上の方。

◎受診料は無料ですが、送付された成人病無料相談券を必ず持参してください。

*そのほか、不明な点は市役所保

険課（T(2)1111）にお問い合わせください。

▽▽▽ 小児マヒ予防で生ワクの投与

ことしの下半期の小児マヒ予防生ワク投与を、つぎの日程で行ないます。

なお、上半期の生ワク投与率は60パーセントでした。今後の小児マヒ発生防止のために、必ず投与を受けてください。

投与日程

▽10月17日 本輪西支所（13時～15時）

▽18日 輪西市民会館（10時～15時）

▽19日・24日 労働会館（10時～15時）

投与対象者

① 昭和41年2月1日から同6月30日までの出生児

② 昭和41年1月31日以前の出生者で、混合ワクチンをまだ二回完了していない乳児

料金 七十円（ただし生活保護世帯、市民税が均等割か非課税の世帯はその事実を証明する資料を提出した場合に無料）

◎母子手帳を持参してください。

▽▽▽ 赤ちゃんの健康を守る

「乳幼児相談」を再開

八、九の二か月間、三才児のいっせい検診などで、一時中止していた乳幼児相談を十月からつぎの日程で再開します。

▽職員会館 毎週水曜日（9時～11時）

▽ツ反は 毎月第1水曜日

▽輪西市民会館 毎月第1・3火曜日（9時半～11時）

▽ツ反は 毎月第1火曜日

▽本輪西支所 毎月第2・4火曜日（13時～14

時）

▽ツ反は第2火曜日

◎母子手帳を持参してください。

▽▽▽ 街路灯維持（電灯料）

助成金の申請受け付け

市では、街路灯の電灯料に対して、十分の一以内の範囲で助成を つぎにより行なっています。

受付期間 10月1日～31日

助成対象 4月1日～9月30日までの支払い電灯料

受付場所 市役所3階 商工課

なお、受け付け期間が過ぎてからの申請は受け付けいたしません

あなたにかい贈物

— 九月中 —

（敬称略・順不同）

▽東町 富士鉄柏木分団（ノート56冊ほか）

▽登別町字観別 来馬66 油谷謙一（テレビ）

▽高砂町一三五 富士鉄親和会 小林八重（ぶどうほか六六）

▽中央町21515 波多野行夫（古雑誌）

▽水元町22 水元町交流自治会 鈴木トミコ

菅原とせ（英子）

▽市福利厚生会内 細越茂雄（理髪奉仕15人）

▽絵鞆町会長 橋立竹次（千円）

▽室蘭日赤奉仕団 文野博之ほか40人（敬老荘の窓ふき）

▽室蘭専売公社（たばこ、八千四百本）

▽母恋北町婦人部長 船渡川千枝子（たばこ、菓子）

▽港南町211 中田啓子（衣類2包）

▽輪西町11418 渡辺ハル（五万円）

▽中央町111116 中村明彦（十万円）

▽知利別町212418 畑田鮮魚店（西爪リング）

▽豊浦町字礼文 ママの会（千円）

▽苦小牧 ピロン道南ボトリングKK（ピロシニ百本）